

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 29

許認可等の内容		指定区域内施設の使用の許可
根拠法令及び条項		茅ヶ崎漁港管理条例第7条第3項ただし書
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港の機能を阻害させるおそれがないこと</li> <li>2 漁港又は海岸の管理及び使用に著しい支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li>3 当該漁港に関する維持運営計画、漁港整備計画、漁港施設等活用事業の推進に関する計画、その他漁港施設若しくは海岸保全施設の整備事業計画等に影響を及ぼすおそれがないこと</li> <li>4 漁港区域内の生活環境を著しく悪化させるおそれがないこと</li> <li>5 事故防止について十分な配慮がなされていること</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--